支援部だより

宮城県立小松島支援学校
第４号　令和３年２月発行

今回は居住地校学習についての概要と，今後の状況や見通しについてお知らせいたします。

居住地校学習とは？

宮城県の『居住地校学習推進事業』の一環であり，学習指導要領に記されている「交流及び共同学習」を受け，次の目標を掲げて実施する学習活動です。

① 宮城県立小松島支援学校の児童生徒が居住地にある学校での学習活動に参加し，地域での生活体験を広げる。
② 居住地校（受入校）の児童生徒，教職員，保護者に対して，宮城県立小松島支援学校に通う児童生徒への理解啓発を図る。

本校では，小学部２年生～中学部３年生を対象とし，本人及び保護者からの希望があった児童生徒で，本事業に参加可能であると本校で認められた児童生徒，また，居住地校からの承諾を受けた児童生徒であることが参加の条件です。

昨年度は小学部２２名，中学部８名の児童生徒が希望し，年間２回程度，主に音楽や体育の授業，総合的な学習の時間などで一緒に学習したり，行事などに参加したりして交流しました。

今年度について

新型コロナウイルス感染拡大防止等を踏まえ，宮城県教育委員会から今年度の実施は見合わせるようにとの指示があり，残念ながら中止となりましたが，本校や他校で“間接的な交流”を行った例がありますので御紹介させていただきます。

事例１：昨年度までクリスマス会等で交流を継続してきた中学校から DVD が届き，サンタクロースに扮した生徒たちによるメッセージや演奏などが撮影された動画を視聴した。後日，お礼の手紙や絵を描いて送った。

事例２：昨年度まで交流に行っていた小学校から手紙や写真が届き「今年は会えないけど，これからも友達だよ！」というメッセージが入っていた。こちらからも手紙や写真を送り，教室に掲示していただいた。

来年度について

例年は２月に参加申込みについての文書を保護者の皆様に配付し，次年度の希望の有無を確認しておりますが，現時点では来年度実施されるかどうかは未定で，４月以降に宮城県教育委員会からの指示を受けて正式に決定する予定です。

来年度も今年度のように直接交流できないとしても，事例のような手紙や写真，作品のやり取り，ビデオレターといった“間接的な交流”であれば可能かどうか，校内でも検討しているところです。

保護者の皆様には４月以降に改めて文書を配付いたしますので，それまでお待ちください。

なお，居住地校学習に関することで何か御不明な点がありましたら，コーディネーターまでお問合せください。よろしくお願いいたします。